

權の意義に就いて

加藤繁

御承知の如く、漢の武帝は酒を國家の專賣としました。此れは天漢三年二月の事で、漢書卷六武帝紀同年同月の條に

初榷酒酤。

と見えて居ります。榷酒酤は約めて榷酤とも申します。昭帝の時、賢良文學の士が鹽鐵並に酒の專賣の廢止を主張したのは名高い話で、隨つて彼の桓寬が鹽鐵論などには酒榷、榷酤といふ言葉が屢見えます。昭帝は鹽鐵の專賣は罷めませんでしたが、酒の專賣は、賢良文學の主張を納めて、始元六年七月に廢止しました。此の後、酒の專賣は、王莽の時に暫く復活されただけで、久しい間行はれなかつたが、唐の德宗の時に至つて再び實行されることへ爲りました。舊唐書卷十九食貨志下に之を述べて

建中三年。初榷酒。

と申して居ります。宋及元に於ても酒の專賣を行つて、矢張之を榷酒又は榷酤と呼びました。但し唐宋元三代に於ける酒專賣の制度はかなり複雑であり、且つ屢變更されましたから、時に依り處に依つては專賣を行はず、或條件の下に民の釀造販賣を許したこともありますが、大體から申せば、此の三代の間に於ては酒專賣制度が存續し、且つ其れが榷酒榷酤などと呼ばれたに相違ないのであります。次に鹽鐵の專賣は漢の武帝の元狩年間に始つて前漢の終まで引續き行はれ、後漢に於ては或は行はれ或は罷められ、三國以後は殆行はれなかつたやうであつたが、唐の肅宗の乾元元年に第五琦が、復、鹽の專賣を實行しました。此後鹽の專賣は宋元明清各代を通じて行はれて居ります。漢代に於て、始めて鹽鐵の專賣が行はれた時には、此の制度のことを單に鹽鐵と呼び時としては鹽鐵を罷すなどとも云ひ、決して榷とは

云はなかつたのであります。然るに、唐に至つては鹽の專賣も酒の場合と同じく榷と呼びました。されば唐に於ける鹽專賣法の創設者第五琦は、初には鹽鐵の鑄錢使であつたが、專賣實施と同時に諸州榷鹽鐵使に拜しました。宋に於ても鹽の專賣を榷と呼んだことは唐と同様であります。次に唐の文宗の時は、王涯の建議に依つて一時茶の專賣を行ひました。茶の專賣は榷茶と呼ばれ、王涯は榷茶使と爲つて其事務を掌つたのであります。宋代にも茶の專賣を行ひ矢張榷茶と稱へました。宋代に於ては、又鑿に對しても專賣的の制度を行つて、之をも榷と申しましめた。此の如く、支那——特に唐以後に於ては專賣のことを専ら榷と呼んだのであるが、其の起源は實に漢の武帝の天漢三年、酒の專賣を行つて之を榷酤と名づけたことであります。

漢の武帝が始めて酒の專賣を行つた時、何故に之を榷と申したのであらうか。當時榷といふ言葉は何

を意味して居たのであらうか。此れが私の研究題目であります。漢書武帝紀の榷酒酤の注に

如淳曰。榷音較。應劭曰。縣官自榷榷賣酒。小民不復得酤也。韋昭曰。呂木渡水曰。榷。謂禁民私釀。獨官開置。如。道路設木爲。榷獨取利也。師古曰。榷者步渡橋。爾雅謂。之石杠。今之略衍是也。禁閉其事。總利入官。而下無由。呂得有若渡水之榷。因立名焉。韋說如音是也。酤音工護反。杓音酌。とあつて、韋昭も顏師古も榷を一本橋と解釋して居ます。說文_上木部に

榷。水上橫木所以渡者。从木准聲。

とあるのも同じ意味であります。要するに、榷は一本橋であつて、橋、梁などいふものゝ幅が廣くて輿車を渡すことの出來るのに引換へ、僅に人一人歩いて渡ることの出来るものであります。さればこそ歩渡

橋とも申すのであります。孟子_下離婁に十月徒杠成。

十一月輿梁成。とあります、所謂輿梁は橋又は梁

に當り、徒杠は權に當ると見て差支ありますまい。

此の如く權は一本橋であつて、唯一人渡ることが出来るだけで、二人相並んで渡ることが出來ない。其

れは恰も人民の酒の製造販賣を禁じ、官獨之を專に

するに似て居る。それ故此の文字を借りて酒專賣の意味に用ひたといふこと、此が韋昭顏師古の所見でありませう。私は此の説を全然否定するものではありません。併乍ら漢の政治家は、酒の專賣が一本橋に似て居ることを偶然に考へつき、直にそれを取つて制度に名づけたのでありませうか。即ち當時の社會當時の人と全く沒交渉に權といふ名稱を定めたのであらうか。私は權といふ名稱は左様な偶然な一時の思附きに依つて、當時の社會人民と沒交渉に採擇したものでないことを主張するものであります。

隨つて韋昭顏師古の解釋を以て要點を取残した不完全不十分な説と斷定したいのであります。私の見るところでは、漢代に於ては、貨物を一手に引受け、

利益を獨占するやうなことを、權と呼んだやうであります。史記卷五十九五宗世家、趙王彭祖の條には

趙王擅權。使使即縣爲賈人權會。以是入多於

國經租稅。

とあり、漢書卷五十三景十三王傳にも略此れと同様の記載が見えます。權會に就いては古來様々の解釋があるけれども、私は殆總べて満足致しません。併し一應主なるものを擧げて置きませう。史記の集解及索隱には

韋昭曰。平會兩家買賣之賈也。權者禁他家獨王家得爲之。

李隱曰。權音角。獨言。權謂酷權也。會音僧。古外反。

謂爲賈人專權買賣之賈。會以取利也。若今之和市矣。韋昭則訓權爲平。其注解亦得。

とあり、漢書の注には右の韋昭の説を引いた後

師古曰。即就也。就諸縣而專權賈人之會。若今和市矣。權音角。會音工外反。

と言つて居ます。近くは、王先謙の漢書補注卷五に

先謙曰。會會計也。總計賈人財物而征權之。故曰。

權會。賈者之賈。讀曰價。

と見えます。韋昭や司馬貞の李隱は爲賈人權會を賣人の爲に權會すと読み、顏師古は賈人の爲に會を權會の二字で一つの動詞を爲すのであります。權會の意義は、韋昭の解釋でも李隱の解釋でも、徹底致しません。且つ李隱及顏師古は權會を唐の和市のやうなものと見て居ります。和市とは、商人を強制せず、圓滿に其の價格を協定して、品物を官に買上げることを申すのであります。權會が若し和市の類であるならば、其の收入が國の租稅より多いといふやうなことは到底有るべきではありません。隨つて、李隱や顏師古の解釋は成立しません。王先謙は賈人の財物を總計して之を征權すと解いて居ますが、權會の意味に用ひるのは後世のことと、漢代など

ではまだ左様な用法は起つて居りません。私は、權會の權は次に舉げる事權の權と同様專にするの意味であり、會は會計の會と同じく、集めるの意味であると考へます。即ち權に就いては略韋昭と同様な解釋を取り、會に就いては王先謙に類似した解釋を取りますけれども、併し兩家買賣の賈を平會するとか財物を總計して征權するとか申すことは全く否認致します。私は賈人の爲に權會すとは貨物を買占め買集めて、商人に卸賣することと解釋します。顧ふに

總べての貨物ではあるまいが、重要な貨物は趙王の政府で買占めて、其れを各縣の商人達に卸したのであります。さればこそ、其の收入が國の經常の租稅よりも多かつたのであります。

次に漢書卷八翟方進傳には

是時○成帝の鴻嘉起昌陵。營作陵邑。貴戚近臣。子弟賓客。多。事權爲姦利者。方進部掾吏。覆案發大

と見えます。顏師古は辜權に注して

師古曰權專也。辜權者言已自專之。它人取者輒有辜罪。

と云つて居ますが、辜の解釋は文字に拘泥して反つて眞意を失つたやうであります。後漢書卷八靈帝紀の章懷太子注には漢書音義を引いて

前書音義曰。辜障也。權專也。謂障餘人賣買而自取其利也。

とあるが、此れが最適當な解釋だと考へられます。

尙唐の釋元應の一切經音義卷二李經抄、辜較の條には

又作權。漢書音義曰。辜固也。較專也。謂規固販鬻以求其利也。專略其利也。

と見えます。同じく漢書音義として引かれた文に異同があるのは怪しむべきやうであるが必ずしも、左様ではありません。漢書音義は數種あつたので、新唐書藝文志に據れば、孟康、韋昭、晉煥などの漢書の注は

皆漢書音義と呼ばれたのですから、章懷注の漢書音義と一切經音義にいふ漢書音義とは、實は本が違ふのであります。要するに辜權は、右二種の漢書音義に云ふが如く、規固阻障して獨り其利を專にするの義と見るべきであります。即ち賣買を一手に引受け、他人をして與らしめず、其の利益を壟斷するの義であります。翟方進傳に據れば、昌陵造營の時、貴戚近臣の子弟賓客が造營に要する物資を買占めて價格を

釣上げ暴利を博したので、此の振舞を指して辜權と云つたのであります。漢書卷九酷吏傳田延年の條に先 是茂陵富民焦氏賈氏。目數千萬。陰積貯炭革諸下里物。昭帝大行時、方上事暴起。用度未辦。延年奏言。商賈或豫收方上不祥器物。冀其疾用。欲目求利。非民臣所當爲。請沒入縣官。奏可。富人亡財者皆怨。出錢求延年罪。云々。

と云ひ、昭帝崩御の時、茂陵の富民焦氏賈氏が大喪用の物資を買占めたことを述べて居るが、此れも翟

方進傳の場合と同様、辜權と呼ぶことが出来ませう。

實貨賂を辜較したことを傳へて居るが、章懷太子注には

漢書十六陳萬年傳にも辜權といふ言葉が見えるが、

此れは略して置きます。漢書卷九王莽傳下、地皇三

年の詔には

豪民猾民。辜而權之。

と云ひ、辜權の二字を分けて用ひて居るのが見出されます。後漢書八靈帝紀には

光和四年春正月。初置驍驥丞。領受郡國調馬。豪右辜權馬一匹。至二百萬。

と見へ、豪族が馬を買占めたことも辜權と謂つて居ます。前に掲げた漢書音義を引いた章懷太子の注は、此の條りに載つて居るのであります。又同じ書卷十

孝仁董皇后○靈帝紀も

進○兄何進の與三公及弟車騎將軍苗等奏。孝仁皇后。使故中常侍夏惲永樂太僕封誚等交通州郡。辜較所在珍寶貨賂悉入西省。

と云ひ、中常侍夏惲等が皇后の旨を承けて所在の珍

權の意義に就いて

辜較解。見靈紀。

と云ひ、辜較。靈帝紀に見える辜權と同一の言葉と見做して居ます。又前に挙げました一切經音義の文に據つても、吳の時に翻譯された李經抄に、辜較が辜權とも書かれたばかりでなく、漢書の古本にも辜權を辜較に作つたものゝあつたことが窺はれます。漢書武帝紀天漢三年の注にも如淳曰權音較とある如く、權較二字の音が全く同一であつた爲、權の代りに較の字を使ふ場合もあつたので、辜權と辜較とが同じ意味であることは疑を容れません。

以上述べ來つた所に依れば、史記・漢書・後漢書には、貨物を買占めて利益を獨占することを權會・辜權などと呼んで居るのであります。さうして其の買占を行つたものには、民間の富豪もあれば貴戚近臣もあり、甚しきに至つては皇后までも左様な振舞

に及ばれないのであるが、併し其の本家本元は商人であつたことゝ考へられます。豪商の間に買占に依つて暴利を専ることが流行し、延いて貴戚近臣等にも及んだと見るのが妥當でありませう。傍て、申しますでもなく、史記は武帝時代の編纂であり、漢書は前漢末から後漢の初へかけての編纂であり、而して後漢書は劉宋時代の編纂ではあるが、後漢時代の資料に依つたものと思はれます。随つて権會・專權・權などいふ言葉、少くとも權を利益獨占の意味に用ひることは前後兩漢を通じて行はれたと考へられます。武帝時代に於て左様であつたことは史記五宗世家の文に據つて察することが出来ます。果して然らば、天漢六年、酒の專賣を實行した時、之を權酷と呼び權といふ言葉が一本橋を意味する爲ではなくて、專賣制度が當時民間に行はれた貨物買占・利益獨占の風習に類似し、さうして其の貨物買占・利益獨占の

りませう。民間に於て貨物買占・利益獨占の風習を
權と呼んだのは、其事が一本橋と趣を同じうする故
爲でありませう。即ち此の種の風習は、久しう以前
より、誰れいふことなく權と呼び習はされたのであ
りませう。さうして武帝の時酒の專賣を行ふに及ん
で、此の民間の俗語を採用して法制上の用語とした
のであります。されば韋昭等の解釋は民間の俗語
としての權、即ち商人等の貨物買占・利益獨占を意
味する權の意義由來を説明するものとしては適當で
あるけれども、法制上の用語としての權、即ち專賣
を意味する權の説明としては要點に觸れない不完全
なものと謂はなければなりません。

最後に申添へて置きます。幸較といふ言葉は後漢以後に於いても久しく行はれたやうであります。幸經抄に此の言葉の在ることは前に一言しましたが、幸經抄は吳の支謙の譯したもので、其中に

。奉。較。縣。官。

と見えるのであります。降つて唐律疏議卷二雜律には

諸賣買不和而較固取者。較謂專略其利。及更出開固謂隨同其市。閉共限一價。若參市而規自入者杖八十。云云。

とあつて、疏議に
賣物及買物人兩不和同而較固取者。謂強執其
市。不許外人買。故註云較謂專略其利。固謂隨
固其市。

右唐律の本文と略同様な記載が見えますが、但し此

れには較固でなく、権固に作られ居ます。新唐書卷十四百官志、太府寺の條にも権固を禁ずることが見えます。宋史卷一百八食貨志、市易、熙寧五年の條にも

有兼並之家。較固取利有害新法。

と見えます。此の較固・権固は漢代の辜榷の轉訛したものです、其の意味も、大體同一轍であります。

修訂現存識緯書篇目一覽

高於菟三

余嘗て現存識緯書篇目一覽を草し之を國學院雑誌（大正五年三月發行第二十三卷第三號及び第五號）に由りて世に公けにせり。爾後清人喬松年の緯攬十四卷（光緒三年春出版）、皮錫瑞の尙書中候疏證一卷（光

緒己亥仲春出版）を獲て通讀するに従ひ、修訂を要すべき條項あるを發見せしかば、再び説郛、古徵書、武英殿聚珍版全書、經義考、玉函山房輯佚書、漢學堂叢書、古書拾遺等の諸書に就き精細に其異同を對照して誤謬を正し不足を補ひ、遂に此篇をなしぬ。

記載の順序は専ら古徵書の排列法に従ひしも、便宜の爲に變更せしもの又前後せしものもあるべし。其